

## 盛土のあり方検討会議設置要綱（案）

### （設置目的）

第1 盛土による災害防止に向け、国の関係府省連絡会議における検討結果等を踏まえ、課題の整理を行い、対応のあり方について関係局が合同で検討するため「盛土のあり方検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

### （検討事項）

第2 検討会議は、次に掲げる事項を検討する。

- （1）各局における現行法令の運用上の課題・対応策の共有化
  - （2）法令のはざまとなっている課題に対する、国の法案への更なる提案や、条例の充実など都の対応を検討
  - （3）国や区市町村と都の役割の整理
- 2 検討会議が必要と認めるときは、新たな検討事項を加えることができる。

### （構成）

第3 検討会議の委員は、別紙のとおりとする。座長は、議長として検討会の議事を統括する。座長が不在のときは、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代理する。

- 2 検討会議が必要と認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させることができる。

### （幹事会）

第4 検討会議には検討会議を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別紙のとおりとする。
- 3 幹事会は、第2項に規定する幹事の中から、検討事項に基づき招集する。
- 4 幹事会が必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。
- 5 会議の内容について、幹事は委員に報告する。
- 6 第5項の報告について、各委員に疑義が無く、検討会議を開催する必要がないと各委員が認める場合は、幹事会の結論を検討会議の結論とみなすことができる。

### （会議の非公開）

第5 検討会議及び幹事会は、原則非公開とする。

### （作業部会）

第6 幹事会は、検討を円滑に進めるため、検討項目の一部を所掌する作業部会を設けることができる。

### （有識者検討会）

第7 検討会議には、専門的な意見を聴取することを目的として、盛土のあり方有識者検討会（以下、「検討会」という）を置く。

- 2 検討会の運営に当たって必要な事項については、別に定める。

### （事務局）

第8 検討会議には事務局を置き、庶務事務全般を所掌する。事務局は、都市整備局総務部企画技術課及び市街地整備部区画整理課に設置するものとする。

(解散)

第9 検討会議は、当会議の設置目的を達成することができた時点において、検討会議委員の発議により全委員の賛成を以て解散するものとする。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項、その他必要な事項は検討会議で定める。

附 則 この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

## 盛土のあり方検討会議 委員・幹事一覧

## (委員)

座長 都市整備局 技監  
 政策企画局 技術政策担当部長  
 都市整備局 企画担当部長  
                   まちづくり調整担当部長  
                   防災都市づくり担当部長  
 環境局 自然環境部長  
 産業労働局 農林水産部長  
 建設局 河川部長  
警視庁 生活安全部生活経済課長  
   生活環境課長  
 八王子市 開発・建築担当部長

## (幹事)

政策企画局 政策部技術政策担当課長  
 都市整備局 総務部企画技術課長  
                   都市づくり政策部水資源・建設副産物担当課長  
                   市街地整備部開発指導・盛土対策担当課長  
 環境局 総務部環境政策課長  
                   自然環境部計画課長  
   緑環境課長  
 産業労働局 総務部企画調整課長  
                   農林水産部森林課長  
                   商工部大型店環境調整担当課長  
 建設局 総務部計画担当課長  
                   河川部土砂災害対策担当課長  
警視庁 生活安全部生活経済課経済第七係長  
   生活環境課環境第一係長  
 八王子市 まちなみ整備部開発審査課長

## (オブザーバー)

港湾局 港湾整備部技術管理課長